

平成29年12月22日

川西市議会議長

西山博大様

建設公企常任委員長

秋田修一

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。



## 別紙

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成29年12月11日、18日）

### 1. 議案第67号 （仮称）出在家町健幸公園整備工事請負契約の締結について

#### 議案の概要

本案は、（仮称）出在家町健幸公園整備工事を実施するに当たり、契約の相手方を一吉工業株式会社、契約金額2億6676万円、工期は契約締結の日から平成30年9月14日までとする請負契約を締結するにつき、議会の議決を求めるもの。

#### 質疑の概要

問 入札に参加の意思を示した2社のうち1社が辞退しているが、辞退理由を含め、今回の結果をどう受け止めているか。

答 本件は、発注金額から市の内規に照らすと市内建築事業者のAランク5社が該当し、工事内容、規模、難易度を勘案すると、これらで十分施工できると判断しており、結果として5社のうち2社が参加の意思を示したが、入札に際しては、採算面を理由として1社が辞退したものである。

問 当該用地は元浄水場であるため沈澱池等の水槽があったと思うが、ふた掛けし、土をかぶせるのか。また、公園と県道12号線との高低差に対する工夫について伺いたい。

答 当初はふた掛けし水槽を活用する計画だったが、コンクリート等の強度を調査したところ、今後使用できる見込みが薄いため埋め戻すこととした。県道との高低差については、高さを合わせるため公園用地を盛り土するが、地元の要望を受けて残す桜の木周辺については、既存の高さのままとしてスロープを設ける。

問 公園は県道や鉄道と隣接するが、安全対策はどのように講じるのか。

答 公園周囲には1.8メートルのネットフェンスを設置し、特に線路沿いはこれより高くするほか、公園遊具は未就学児専用とするため低いフェンスで囲う予定である。また、県道側の出入口は子どもが飛び出さないよう、バリケードを交互に二重で設置する。

問 現在のところ公園の名称は仮称であるが、このまま正式名称となる見込みか。

答 この公園は整備内容について地元種々相談させてもらっており、今後自分たちで名称を決めたいという気運が高まれば、協議の上進めたい。

<p><b>特記事項</b> 委員会配布資料あり（議案第67号（仮称）出在家町健幸公園整備工事請負契約の締結について）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

## 2. 議案第68号 川西市中央北地区PFI事業に係る協定の変更について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、平成28年第1回定例市議会で議決し、締結した協定について、都市基盤施設等の整備期間が終了し、整備費、維持管理費及びSPC経費が確定したことにより、協定金額を23億3759万2060円に変更しようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 植栽数を当初計画の約1万6400本から約3.3倍の5万3700本に増やした結果、管理費用を人力除草作業等のため6年間で4184万円増額するとのことであるが、市民参加型の公園運営を目指すのであればボランティア等により賄うべきではないか。</p> <p>答 人力除草は下草が根付くまで必要なため計上しているが、早期に根付けば減額について事業者との協議が可能であるほか、PFI事業では市民管理団体の育成を目指すことも含まれ、現在はキセラカフェで草刈りや清掃を行うといった流れもできてきているため、市民管理団体の育成が成れば事業費軽減につながるものと考えている。</p> <p>答 数年経つと下草が根付き雑草が減ることを複数の専門家に確認している。PFI事業では維持管理の開始当初は事業者が100%担うスキームになっているが、市民管理団体を育成しつつ、下草が根付く3年後くらいをめどに市民と事業者の役割分担を検討する必要があると考えている。</p> <p>問 PFI期間終了後は公園の維持管理を市が行うこととなるが、経費を年間どのくらいと想定しているのか。</p> <p>答 期間中の人力除草は約360万円、剪定は約500万円を要するが、終了後はシルバー人材センターの活用や業者委託の手法の研究など、安価に抑える方策を期間中から総合的に検討していきたい。</p> <p>問 公園に植樹された樹木が枯れた場合の瑕疵担保責任はどのようになっているのか。</p> <p>答 市に引き継ぎ後1年間は、商品である樹木の良し悪しに係る部分であるので施工業者が責任を負うが、その後は管理の問題となるので、管理に瑕疵があり枯れた場合は維持管理事業者が補償する仕組みとなっている。</p>

問 芝生は子どもが裸足で走り回るといったことも想定されるが、農薬使用はどのような計画になっているのか。

答 人体に影響のないものを散布するよう事業者と協議を行っており、十分配慮したい。

#### 特記事項

委員会配付資料あり（PFI事業の主な変更内容について）

付帯決議あり（議案第68号「川西市中央北地区PFI事業に係る協定の変更について」に対する付帯決議）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 3. 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について

#### 議案の概要

本案は、市道283号の一部が、新名神高速道路及びその関連道路建設により道路としての機能を喪失しているため路線を廃止し、残る道路部分については、新たに認定を行うに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 質疑の概要

問 今回認定する路線の幅員は最も狭小なところで0.6メートルとなっているが、今後拡張する予定はないのか。

答 0.6メートル部分は新名神高速道路の事業地内にあり、実質的に利用可能な部分で最も狭小なところの幅員は約1.5メートルある。

特記事項 委員会配付資料あり（議案第69号 市道路線の廃止及び認定について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 4. 議案第76号 川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、公営住宅法が改正され、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務等が緩和されたことから、条例の一部を改正しようとするもの。

<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 第7次地方分権一括法の施行に伴う公営住宅法改正では、公営住宅建替事業における建替要件の緩和等の見直しがあったが、本案ではこれも反映されているのか。</p> <p>答 法改正に伴う条例改正は不要であったので、今回の改正には含まれていない。</p> <p>問 法改正による影響がないということは、現在の川西市公営住宅基本計画は、現行通り進めるという理解で良いのか。</p> <p>答 そのとおりである。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

#### 5. 議案第77号 川西市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、阪神間7市1町で統一して道路占用料の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするもので、阪神間道路管理者連絡協議会における検討を経て、平成27年度固定資産評価額等を基準にした適正な道路占用料に改定しようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 委員会配布資料によると、今回の改定は概ね増額するものであるが、一部で下がる項目がある。この理由を伺いたい。</p> <p>答 道路占用料は「道路価格×使用料率×占用面積×修正率」で算定しているが、今回は、地価が全体的に下がった一方、地下等に係る占用料は使用料率及び修正率の変更により、結果として概ね占用料が上がっている。ただし、道路表面のみ占用する場合は、修正率を掛けないので、地価下落が直接影響するため、下がるケースが生じるものである。</p>
<p><b>特記事項</b> 委員会配付資料あり（道路占用料新旧対照表 など）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

#### 6. 議案第78号 川西市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、内容が重複する「川西市法定外公共物管理条例」と「川西市水路使用料徴収条例」を一本化するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
--

<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 地方分権一括法施行後から一元化までに時間がかかった理由は何か。</p> <p>答 同法施行後に法定外公共物管理条例で管理してきた国の水路・里道等が市へ譲渡されてから、水路使用料徴収条例により管理してきた市の水路等を、更新時に順次法定外公共物管理条例による管理に切り替え、一定のめどがついてきたため、今回、改正することとした。</p>
<p><b>特記事項</b> 委員会配付資料あり（法定外公共物使用料比較資料）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

## 7. 議案第86号 平成29年度川西市一般会計補正予算（第5回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費を除く全部。第8款土木費。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 本案は人事院勧告に準拠して職員の期末手当又は勤勉手当を増額するものだが、当該勧告の判断基礎となる職種別民間給与実態調査の対象は企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所であり、中小企業が反映されていない。また、市の財政事情に鑑みると当該勧告に従うべきではないと考えるが、いかがか。</p> <p>答 公務員にはスト権がないため、これを補うのが人事院勧告という位置づけであり、他に尺度となるものがないため原則としてこれに準拠する考えである。ただし、本市のラスパイレス指数はいまだ高い状況にあるため、今回は給与については勧告に基づく引き上げを行わないなど、さまざまな要因を考慮した上で判断している。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（賛成多数）</p>

## 8. 議案第87号 損害賠償の額を定めることについて

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、市が管理する南野坂第2緑地での倒木による住宅の一部損壊に係る損害賠償の額について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもので、賠償金額を132万</p>
---

8400円としようとするもの。

#### 質疑の概要

問 本件は、市が加入する保険により支払われるのか。

答 そのとおりである。市が緑地における安全配慮義務を怠った瑕疵があるとして、適用が認められたものである。

問 限られた人員で緑地全体を把握するのは困難であるとは思いますが、局地的豪雨など気象状況も変わってきていることから、今後の安全対策について伺いたい。

答 作業班による日々のパトロール強化や危険箇所のチェックは以前から行っているが、現時点では計画的な方策は持ち得ていないため、今後の課題と考えている。引き続き、地域の方から情報提供を受けるなど、協力を得ながら維持管理に努めていきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）